

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名 称 高知市駐車場
 指定予定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

2 申請団体数 1団体 株式会社 高知市中心街再開発協議会

3 審査

(1) 審査委員会開催日

第1回審査委員会 平成29年9月6日（水） 審査方法等事前説明
 第2回審査委員会 平成29年9月28日（木） 申請団体面接及び書類審査

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類の審査及び団体の面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき7名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 株式会社高知市中心街再開発協議会 1,061点（1,400点満点）
 主な評価内容 指定候補者は、現指定管理者として、利用者が安全かつ快適に利用できる施設運営を行うとともに、中心市街地活性化に向けたイベントの開催など利用者増加につながる企画に積極的に取り組んでいる。
 事業計画では、経費節減対策や利用者及び駐車料金収入の増加に向けての取組などが評価された。
 引き続き、利用者増加のための方策を図りながら、安定的な駐車場運営に努めていくことを期待する。

【高知市指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点（満点）	株式会社 高知市中心街再開発協議会
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等確保と要望の把握及び反映	140	108
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	385	302
指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設の維持管理 6 利用者の安全確保	455	318
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支状況	175	128
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	35	24
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 政策・施策推進 10 地域経済への貢献	210	181
合 計		1,400	1,061

4 審査委員会委員

（敬称省略）

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	谷脇 禎哉
副委員長	高知市財務部副部長	田村 弘樹
委員	高知市都市建設部副部長	近森 象太
	高知工業高等専門学校教授	竹内 光生
	税理士	上田 章夫
	高知市行政改革推進委員会委員	古谷 純代
	土佐経済同友会副代表幹事	奥村 興二